

# 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

2025 年 4 月 1 日

スタンレー電気株式会社

東京都目黒区中目黒二丁目9番13号  
スタンレー電気株式会社  
代表取締役社長 貝住泰昭

## 吸收合併に係る事後開示書面

当社は、当社と株式会社スタンレー鶴岡製作所（本店：山形県鶴岡市渡前字大坪45番地。以下「スタンレー鶴岡製作所」といいます。）間で締結した2025年2月28日付合併契約書に基づき、当社を吸收合併存続会社、スタンレー鶴岡製作所を吸收合併消滅会社とし、スタンレー鶴岡製作所の権利義務一切について当社が承継する吸收合併（以下「本件吸收合併」といいます。）を、2025年4月1日を効力発生日として行いました。本件吸收合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

### 1. 本件吸收合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

本件吸收合併は、2025年4月1日に効力を生じております。

### 2. 吸收合併消滅会社における吸收合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

#### （1）吸收合併の差止請求（会社法第784条の2）

スタンレー鶴岡製作所に対し、吸收合併の差止請求をした株主はありませんでした。

#### （2）反対株主の買取請求（会社法第785条）

スタンレー鶴岡製作所に対し、株式の買取請求をした株主はありませんでした。

#### （3）新株予約権買取請求（会社法第787条）

スタンレー鶴岡製作所は、新株予約権を発行しておりません。

#### （4）債権者の異議（会社法第789条）

スタンレー鶴岡製作所に対し、異議申述期間満了までに異議を述べた債権者はありませんでした。なお、スタンレー鶴岡製作所は会社法第789条第2項の規定により、2025年2月28日付の官報により、債権者に対し吸收合併についての異議申述公告を行い、かつ知れたる債権者に対し各別に催告いたしました。

### 3. 吸收合併存続会社における吸收合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

#### （1）吸收合併の差止請求（会社法第796条の2）

当社に対し、吸收合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求（会社法第 797 条）

当社に対し、株式の買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

当社に対し、異議申述期間満了までに異議を述べた債権者はありませんでした。

なお、当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2025 年 2 月 28 日付の官報及び電子公告により、債権者に対し吸収合併についての異議申述公告を行いました。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、スタンレー鶴岡製作所より、その権利義務一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 本件吸収合併による変更登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2025 年 4 月 1 日（予定）

7. 前各号のほか、本件吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当する事項はありません。

以上

## 吸收合併に係る事後開示書面 資料

別紙 吸收合併に係る事前開示書面

# 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく開示事項)

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項)

2025 年 2 月 28 日

スタンレー電気株式会社  
株式会社スタンレー鶴岡製作所

2025年2月28日

東京都目黒区中目黒二丁目9番13号  
スタンレー電気株式会社  
代表取締役社長 貝住泰昭

山形県鶴岡市渡前字大坪45番地  
株式会社スタンレー鶴岡製作所  
代表取締役社長 三杉光昭

## 吸收合併に係る事前開示書面

スタンレー電気株式会社（以下、「吸收合併存続会社」といいます。）及び株式会社スタンレー鶴岡製作所（以下、「吸收合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両者間において2025年2月28日付で吸收合併契約書を締結し、2025年4月1日を効力発生日とする吸收合併（以下「本件吸收合併」といいます。）を行うこととしました。

本件吸收合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は以下のとおりです。

### 1. 吸收合併契約の内容（会社法第794条第1項・第782条第1項）

別紙1「合併契約書」のとおりです。

### 2. 合併対価の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号・第182条第1項1号・同条第3項）

完全親子会社間の合併につき、本件吸收合併において合併対価の交付は行いません。

### 3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号・同条第4項）

該当事項はありません。

### 4. 新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号・第182条第1項第3号・同条第5項）

該当事項はありません。

### 5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第191条第3号）

（1）吸收合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第182条第1項第4号・同条第6項第1号イ）

（※会社法施行規則第182条第6項第1号ロに該当する事項はありません。）

吸收合併存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」(EDINET)によりご覧いただけます。

(2) 吸收合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第191条第3号イ）

（※会社法施行規則第191条第3号ロ及び同条第4号に該当する事項はありません。）

吸收合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

6. 吸收合併存続会社及び吸收合併消滅会社において最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第5号イ・同条第3号ハ・第182条第1項第4号・同条第6項第1号ハ・同条同項第2号イ）

(1) 吸收合併存続会社において最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①株式追加取得による Thai Stanley Electric Public Co., Ltd. の連結子会社化

吸收合併存続会社は、以下のとおり、持分法適用関連会社である Thai Stanley Electric Public Co., Ltd. の株式を追加取得し、連結子会社化いたしました。

- ・子会社の名称 Thai Stanley Electric Public Co., Ltd. (タイ王国)
- ・異動前の議決権比率 36.1%
- ・取得した議決権比率 3.9%
- ・取得価額 27億5500万円
- ・異動後の議決権比率 40.0%
- ・連結会計上のみなし取得日 2024年4月1日

②自己株式の取得

吸收合併存続会社は、2024年7月29日成立の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づき自己株式を取得すること、及び同法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことについて決議いたしました。

ア. 取得に係る事項の内容

- ・取得する株式の種類 普通株式
- ・取得する株式の総数 13,000,000株 (上限)  
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 8.11%)
- ・株式の取得価額の総額 300億円 (上限)
- ・取得する期間 2024年8月13日～2025年3月31日
- ・取得する方法 東京証券取引所における市場買付

イ. 消却に係る事項の内容

- ・消却する株式の種類 普通株式
- ・消却する株式の総数 3,700,000株  
(消却前の発行済株式総数に対する割合 2.16%)

・消却予定日 2024 年 8 月 9 日

なお、吸収合併存続会社は、上記決議に基づき、2025 年 2 月 28 日までに普通株式 11,325,600 株（取得価額の総額：29,999,869,700 円）を取得するとともに、2024 年 8 月 9 日に普通株式 3,700,000 株を消却しております。

### ③譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

・2024 年 7 月 12 日処分

#### ア. 処分の概要

吸収合併存続会社は、2024 年 6 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付報酬としての自己株式の処分に係る事項について決議し、2024 年 7 月 12 日に以下のとおり自己株式を処分いたしました。

・処分した自己株式の種類 普通株式

・処分した株式の数 23,100 株

・処分価額 1 株につき 2,856 円

・処分総額 65,973,600 円

・処分先及びその人数 取締役（社外取締役を除く。） 6 名

#### イ. 処分の目的及び理由

吸収合併存続会社は、2018 年 5 月 21 日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が株価上昇、株主価値向上及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、また、2018 年 6 月 26 日開催の第 113 回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 1 億円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は 70,000 株を上限とすること等につき、ご承認をいただいております。そのうえで、2024 年 6 月 27 日開催の取締役会決議により、第 119 回定時株主総会から 2025 年 6 月開催予定の第 120 回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である取締役 6 名（社外取締役を除く。以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権 65,973,600 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として普通株式 23,100 株を割り当てました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。

・2025 年 2 月 28 日処分

#### ア. 処分の概要

吸収合併存続会社は、2024 年 11 月 25 日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付報酬としての自己株式の処分に係る事項について決議し、2025 年 2 月 28 日に以下のとおり自己株式を処分いたしました。

・処分した自己株式の種類 普通株式

・処分した株式の数	29,910 株
・処分価額	1 株につき 2,599 円
・処分総額	77,736,090 円
・処分先及びその人数並びに処分する株式の数	
執行役員	11 名 3,190 株
執行職	8 名 1,600 株
従業員	433 名 24,360 株
国内子会社取締役	11 名 760 株

#### イ. 処分の目的及び理由

吸収合併存続会社は、上記取締役会において、吸収合併存続会社の執行役員、執行職、及び一部従業員並びにその国内子会社の取締役（以下「対象従業員等」といいます。）を対象に、対象従業員等が吸収合併存続会社の株価上昇、株主価値向上及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、本制度を導入することを決議いたしました。

- (2) 吸収合併消滅会社において最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

#### 7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本件吸収合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。したがって、本件吸収合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

#### 8. 事前開示開始日後の変更に関する事項

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以 上

## 吸收合併に係る事前開示書面 資料

別紙1 合併契約書

別紙2 株式会社スタンレー鶴岡製作所  
決算報告書



## 吸收合併契約書

スタンレー電気株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社スタンレー鶴岡製作所（以下「乙」という。）は、2025年2月28日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸收合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸收合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本合併」という。）を行う。

### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

#### (1) 甲：吸收合併存続会社

（商号）スタンレー電気株式会社

（住所）東京都目黒区中目黒二丁目9番13号

#### (2) 乙：吸收合併消滅会社

（商号）株式会社スタンレー鶴岡製作所

（住所）山形県鶴岡市渡前字大坪45番地

### 第3条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

乙の株式の全てを甲が保有しているため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

### 第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

### 第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年4月1日とする。但し、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

### 第6条（株主総会決議）

- 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。
- 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に

定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

#### 第7条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなつた場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となつた場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第8条（本合併の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

#### 第9条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2025年2月28日

甲： 東京都目黒区中目黒二丁目9番13号

スタンレー電気株式会社

代表取締役社長 貝住 泰昭



乙： 山形県鶴岡市渡前字大坪45番地

株式会社スタンレー鶴岡製作所

代表取締役社長 三杉 光昭



# 事 業 報 告

第 58 期

2023年 4月 1日 から  
2024年 3月 31日 まで

株式会社スタンレー鶴岡製作所

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### 1-1. 事業の経過およびその成果

当事業年度における世界経済は、欧州で景気が弱含んでおり、中国では景気の持ち直しに足踏みがみられました。一方、日本及びアジア各国では緩やかに回復しており、米国では景気が拡大しました。

以上のような事業環境のもと、自動車生産台数増加による影響もあるなか、インテリアの受注は減少しましたが、エクステリアでH1K、H2K、MxBの受注増により増収となりました。

その結果、当事業年度における売上高は169億9千9百万円（前期比1.8%増）、営業利益は4億3千9百万円（前期比64.6%増）、経常利益は5億6千2百万円（前期比42.5%増）、特別損失として遊休資産除却で4千4百万円（前期比136.6%）、旧工場跡地の土壤汚染処理費用で2千8百万円を計上し、当期純利益が3億4千万円（前期比35%増）となりました。

〔製品別営業の概況〕 (単位:百万円)

L E D		売 上 高				対前期 比較 増減率	
		第 57 期 (2022. 4 ~ 2023. 3)		第 58 期 (2023. 4 ~ 2024. 3)			
		金額	構成比%	金額	構成比%		
車 載 向 け	エ ク ス テ リ ア	12,761	76.4	13,703	80.6	7.4	
	イ ン テ リ ア	2,564	15.4	2,141	12.6	△16.5	
そ の 他		1,367	8.2	1,155	6.8	△15.5	
合 計		16,693	100.0	16,999	100.0	1.8	

エクステリア・・・標準光源基板、H9Jは減少しましたが、H1K/H2K、MxB H/Lが増加し売上高は137億3百万円（前期比7.4%増）となりました。

インテリア・・・5Gは増加しましたが、1CS、4L/8L、VCSELが減少し売上高は21億4千1百万円（前期比16.5%減）となりました。

その他の他・・・数字表示等が生産終了に伴い減少し、売上高は11億5千5百万円（前期比15.5%減）となりました。

### 1-2. 資金調達等についての状況

#### (1) 資金調達

当事業年度において、スタンレー電気株式会社からの新工場建設に伴う借入金2,060百万円を返済し新たに運転資金として同社より450百万円借り入れております。

#### (2) 設備投資

当事業年度の設備投資の総額は511,591千円となり、その主な内訳は以下のとおりです。

投 資 区 分	金 額
L E D 製 造 設 備 等	393,846千円
L E D 金 型・器 具 等	105,026千円
そ の 他	12,719千円
合 計	511,591千円

### 1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区分	第55期 (2020.4~2021.3)	第56期 (2021.4~2022.3)	第57期 (2022.4~2023.3)	第58期 (2023.4~2024.3)
売上高(千円)	15,148,325	15,524,133	16,693,032	16,999,884
営業利益(千円)	476,556	391,371	267,051	439,490
経常利益(千円)	625,066	508,984	394,593	562,360
当期純利益(千円)	418,905	△285,169	252,164	340,361
1株当たり当期純利益(円)	99円74銭	△67円90銭	60円04銭	81円04銭
総資産(千円)	17,498,127	15,557,956	14,700,565	13,441,739
純資産(千円)	8,443,704	8,161,118	8,418,001	8,763,495
1株当たり純資産(円)	2,010円41銭	1,943円12銭	2,004円29銭	2,086円55銭

### 1-4. 対処すべき課題

今後の世界経済は、雇用・所得環境が改善する中、各種政策の効果により、景気の緩やかな回復が続くことが期待されています。しかしその一方で、物価上昇や人件費の高騰、中国市場の回復の遅れに加え、中東やウクライナ情勢など、多くの不安定要素を抱えています。

今後の事業計画においては、引き続き車載向けエクステリアを中心に受注が推移し、下期よりハイパワー赤外、VCSELが増加の見込みです。

「One Stanley」のもと、経営方針「競争力のある企業へ」変革するため、『役割と責任を身に付け』、重要課題である素材費改善と面流し高速ライン立上げ、既存ラインの効率化など生産性向上に取り組み、出荷差益を確保してまいります。

また、綱領を十分に理解しての安心安全な製品の提供と、スタンレーランド行動規範を順守し信頼される企業となるべく取り組んでまいります。

株主様におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

### 1-5. 主要な事業内容

当社の主要製品名は以下のとおりです。

事業	主要製品名
LED	H/L (H9J、MxB、BUA) ハイパワー赤外、近・深紫外、VCSEL チップLED (PWB、PLCC) その他 LED製品

### 1-6. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

#### (1) 主要な営業所及び工場

本社・工場 山形県鶴岡市渡前字大坪45

#### (2) 使用人の状況

(2024年3月末日現在)

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	178名	△23名	44.0歳	24.5年
女	45名	△4名	43.6歳	24.8年
計	223名	△27名	43.9歳	24.6年

(注) 使用人数(従業員数)は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であります。

### 1-7. 重要な親会社の状況

当社の親会社は、スタンレー電気株式会社であり、同社は当社の株式を4,200,000株(出資比率100%)所有しております。

当社の売上高は、主として同社に対するものであります。

### 1-8. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
スタンレー電気株式会社	450,000千円

## 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,800,000 株  
(2) 発行済株式総数 4,200,000 株  
(3) 当事業年度末の株主数 1名  
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
スタンレー電気株式会社	4,200,000株	100%

## 3. 会社役員に関する事項

### 3-1. 取締役及び監査役の氏名等

(2024年3月末日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	前田 喜行	
取締役	大島 雅巳	管理統括部長
取締役	新橋 智弘	生産統括部長
取締役	大木 聰	スタンレー電気(株)取締役
取締役	留岡 達明	スタンレー電気(株)取締役
取締役	笹倉 賢	スタンレー電気(株)執行職 研究開発統括部 副統括部長
取締役	加納 裕之	スタンレー電気(株)執行職 電子デバイス事業部長
常勤監査役	富樫 孝	
監査役	吉川 丈次	スタンレー電気(株)経理部 財務戦略推進課責長

- (注) 1. 2024年3月25日開催の臨時株主総会におきまして、前田 喜行氏が2024年4月1日付けで代表取締役から取締役となっており、新たに三杉 光昭氏が代表取締役に就任しております。  
2. 2024年3月25日開催の臨時株主総会におきまして、大木 聰、留岡 達郎及び加納 裕之の3氏が2024年3月31日付けで取締役を辞任し、新たに上田 啓介氏が2024年4月1日付けで取締役に就任しております。  
3. 2023年6月23日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、早川 一郎氏は、任期満了により監査役を退任いたしました。  
4. 監査役のうち、富樫 孝氏は、社外監査役であります。  
5. 監査役 吉川 丈次氏は、スタンレー電気(株)の経理部門における長年の経験があり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### 3-2. 取締役及び監査役ごとの報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の種類別の額		計	摘要
		固定報酬	業績連動報酬		
取締役	8名	14,214千円	3,863千円	18,077千円	(注) 1, 2, 3
監査役	3名	6,740千円	-	6,740千円	(注) 1, 4
計	11名	20,954千円	3,863千円	24,817千円	

- (注) 1. 期末現在の人員は、取締役7名、監査役2名となっております。  
(注) 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。  
(注) 3. 取締役の報酬限度額は、第23回定時株主総会において年額45,000千円以内と決議いただいております。  
(注) 4. 監査役の報酬限度額は、第26回定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。  
(注) 5. 当事業年度に退任した監査役1名に対し上記以外の報酬等である退職慰労金を支給しております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### 4-1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 4-2. 会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役が同意した理由

報酬等の額	9,100千円
-------	---------

- (注) 当社監査役は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1)取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会はコーポレートガバナンスを一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守態勢の確立に努める。監査役により内部統制システムの機能と有効性を監査する。

### (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報として、取締役会等主要会議体の議事録、社内稟議各種契約書等を「文書管理規定」等に基づき保管責任者、保管期間等を定め、文書または電磁的情報により記録し、保存する。  
取締役および監査役は、常時、これらの文書または電磁的記録を閲覧することができるものとする。  
情報の漏洩・滅失・紛失を防止するとともに情報の漏洩・滅失・紛失時の対応策を講じるため、情報セキュリティ体制を構築し、規定等に基づき管理、運用、監査を実施する。

### (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を体系的に定める為「リスク管理規定」を制定し、代表取締役のもとにリスク管理マネジメント体制を総務部を事務局として構築する。  
代表取締役は、企業を取り巻く危険やリスクに迅速かつ的確に対処するよう努めるとともに、取締役および監査役に直ちに情報が伝わる仕組みとして「リスク管理委員会」を設置する。  
「リスク管理委員会」は、会社を取り巻く具体的なリスクを予見し、そのリスクがもたらす損失を予防するための対策を定めることに加え、危機が発生した場合には安全を確保し、損失を最小限にとどめるための事後処理対策、再発防止策などを効果的かつ効率的に講じることによって、事業の継続と安定的発展を確保する。

### (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

スタンレーブループ共有の基本的価値である『スタンレーブループビジョン』を目指して達成すべき10年間の目標として「スタンレーブループ第2長期経営目標」を策定し、さらにその中期的な目標として中期3ヶ年経営計画および毎年の単年度経営計画を親会社の関連する事業部と連携し策定するとともに、各期ごとに目標に対する検証を実施し、その結果を踏まえて業務の効率性を確保する。目標を達成するため、親会社の関連する事業部・グループ関係会社・親会社統括機能部門と連携する。

取締役は、当社の事業に精通し且つ、「取締役会規則」に則って取締役会での慎重な議論を経て事業経営に関する迅速かつ適切な経営判断を行う。  
全社的に影響を及ぼす重要な事項については、取締役会に諮る以前に多面的な検討を経て慎重に決定するために代表取締役社長、常勤取締役・常勤監査役および全部門長で構成する部門会を組織し、審議する。  
これらの決裁体制により適正かつ効率的な意思決定を行う。

### (5)使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社はグループで制定した、『スタンレーブループ行動規範』を、役員および使用人がその行動を律するために従うべき規範とする。  
『スタンレーブループ行動規範』では、法令、社内の規則・規定等に限ることなく企業倫理(企業活動において守るべき社会から要請される社会・道徳規範)を対象とする。

『スタンレーブループ行動規範』を実効あるものとするために、企業倫理・法令遵守態勢として「企業倫理規定」を定め、企業倫理を所管する取締役を選任し、企業倫理委員会を組織するとともに、各部門の部門長及び室長を企業倫理管理責任者として定める。

企業倫理委員会は親会社の企業倫理委員会と連携し、法令違反事案への対応、企業倫理・法令遵守管理方針の立案企業倫理・法令遵守状況の検証、社内教育等を行う。使用人等の法令違反行為等に関する内部通報制度として、企業倫理改善提案窓口を外部の弁護士事務所に親会社が設置し、当社もその享受を受けるものとする。

同窓口では、通報した使用人等を保護しながら、通報による正当な指摘・意見を把握し、適切な処置を行う。

企業倫理委員会は、企業倫理管理責任者より定期、不定期に活動報告を受けるとともに、また企業倫理・法令遵守に関して当社の取締役会および監査役に報告する。

### (6)当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、スタンレーブループの一員として『スタンレーブループ行動規範』に基づき行動する。  
企業倫理改善提案窓口を当社の使用人全員が利用できるものとする。  
日常業務で発生する法令等に関する課題等については、親会社の所管部門に対し 当社から問合せを実施できる体制とし、当社の企業倫理・法令遵守に活用する。  
グループで共通に留意すべき企業倫理・法令遵守に関する事象については、親会社の所管部門から情報提供等を受けるとともに、相互に情報交換を行う。  
当社と親会社間の取引にあっては、相互の利益を尊重して契約事項、価格決定手順等に従って実施する。  
主管取締役(親会社取締役)は、当社の業務遂行の効率性、適正性を指導・監督する。  
当社監査役は、グループの監査役の連携を強化するため、定期的に開催される関係会社監査役連絡会に出席する。  
当社は反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。反社会的勢力及び団体への対応は総務部が統括部門となり、所轄の警察署顧問弁護士との連携を強化し情報収集に努める。

**(7) 監査役の職務の補助使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役が代表取締役に、その職務の補助をすべき使用者を置くことを求めた場合は代表取締役は速やかに監査役の職務を補助すべき使用者を選定する。

当該使用人の任命・解雇・配転等の人事異動を行う場合、及び当該使用人を懲罰に処する場合には、事前に監査役と協議する。

監査役の職務を補助すべき使用者の業務については、監査役が当該業務を担当する使用人に対し、直接指揮命令することができる。

**(8) 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役は、①部門会で決議された事項、②当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、③毎月の経営状況、事業の遂行状況および財務状況に関する事項、④親会社による監査およびリスク管理に関する事項、⑤重大な法令、定款違反に関する事項、⑥その他企業倫理・法令遵守上重要な事項について、使用人は上記②、⑤および⑥の事項について、監査役に対して当該事項を遅滞なく報告するものとする。

取締役、監査役、使用人等は、グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令、定款違反に関する事項、その他企業倫理・法令遵守上重要な事項について、親会社の監査役または監査役会に直接または関係部門を通じて遅滞なく報告するものとする。

当社または親会社の監査役又は監査役会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利に取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知する。

**(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

**(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、監査の方針等、その職務を遂行するうえで必要と認めた事項を定めるものとする。

監査役は、内部統制の実施状況を監査するために、いつでも総務部、その他必要な部門を担当する取締役および使用人から報告を受けることができるものとする。

監査役は、部門会等の重要な会議に出席できるものとする。

監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めるものとする。

監査役は代表取締役および取締役会に対して、監査方針および監査計画、ならびに監査の実施状況および結果について適宜説明するものとする。

監査役は、定期的に会計監査人と会合をもち、会計監査の状況等について報告を求めるものとする。

**<業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要>**

当社は、上記業務の適正を確保するための体制等の整備とその適切な運用に努めています。

コンプライアンスについては、『スタンダードグループ行動規範』に基づき、担当部署にてコンプライアンスに関する教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。また、使用人等の法令違反行為等に関する内部通報制度として、企業倫理改善提案窓口を外部の弁護士事務所に親会社が設置し、当社もその享受を受けており通報した使用人等を保護しながら、適切な処置を実施しております。

リスク管理については、当社各部門からリスクが報告される体制を構築し、当社に関わるリスクの認識、分析を行い、適切な対応を行っております。

監査体制については、監査役が定めた監査役監査基準及び監査計画に則り取締役会やその他の重要な会議に出席するほか、代表取締役と定期的な会合をもち取締役等から職務の執行状況を聴取するとともに、重要な決裁書類等を閲覧しております。さらに、業務及び財産の状況を調査し、業務の執行状況の報告を求め業務及び財産の状況を調査しております。また、会計監査人とも定期的に会合をもち会計監査等について報告を受けております。

**6. 親会社等との間の取引に関する事項**

**(1) 親会社等との間の取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項**

当社は親会社等との取引に関して、原価率を勘案して、取引条件等を公正かつ適正に決定しております。

**(2) 当該取引が株式会社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由**

当社は親会社からの独立性確保の観点を踏まえ、取締役会において、翌期の利益計画を決議し、それを基に取引価格を決定していることから、取締役会としては当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

# 事業報告の附属明細書

第 58 期

2023年 4月 1日 から  
2024年 3月 31日 まで

株式会社スタンレー鶴岡製作所

### **他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況**

他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況は、「事業報告 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりです。

# 計 算 書 類

- ・貸 借 対 照 表
- ・損 益 計 算 書
- ・株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
- ・個 別 注 記 表

第 58 期

2023年 4月 1日 から  
2024年 3月 31日 まで

株式会社スタンレー鶴岡製作所

## 貸借対照表

(2024年 3月 31日 現在)

(単位 : 千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金及び預金	624,456	支払手形	131,600
売掛金	2,311,139	買掛金	3,395,700
製品	531,462	未払費用	187,126
仕掛品	117,009	リース債務	14,448
原材料	209,171	賞与引当金	133,475
貯蔵品	89,071	役員賞与引当金	2,369
前払費用	29,012	未払金	151,538
短期貸付金	1,062	未払法人税等	61,684
未収入金	11,521	未払消費税等	10,745
<b>流動資産合計</b>	<b>3,923,907</b>	預り金	7,524
		短期借入金	450,000
		<b>流動負債合計</b>	<b>4,546,214</b>
<b>固定資産</b>		<b>固定負債</b>	
<b>有形固定資産</b>		役員退職慰労引当金	18,782
建物	4,818,878	環境対策引当金	28,000
構築物	173,778	リース債務	29,074
機械装置	2,902,764	繰延税金負債	56,172
工具、器具及び備品	171,244	<b>固定負債合計</b>	<b>132,029</b>
土地	455,227	<b>負債合計</b>	<b>4,678,243</b>
リース資産	38,781		
建設仮勘定	350,369		
<b>有形固定資産合計</b>	<b>8,911,045</b>		
<b>無形固定資産</b>		<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	2,544	<b>株主資本</b>	
電話加入権	0	<b>資本金</b>	<b>2,100,000</b>
施設利用権	323	<b>利益剰余金</b>	
<b>無形固定資産合計</b>	<b>2,867</b>	利益準備金	376,219
<b>投資その他の資産</b>		その他利益剰余金	
投資有価証券	85,077	別途積立金	567,000
出資金	200	繰越利益剰余金	5,734,221
長期貸付金	1,401	<b>利益剰余金合計</b>	<b>6,677,440</b>
前払年金費用	517,220	<b>株主資本合計</b>	<b>8,777,440</b>
差入保証金	20	<b>評価・換算差額等</b>	
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>603,919</b>	その他有価証券評価差額金	△13,944
<b>固定資産合計</b>	<b>9,517,832</b>	<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>△13,944</b>
<b>資産合計</b>	<b>13,441,739</b>	<b>純資産合計</b>	<b>8,763,495</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>13,441,739</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		16,999,884
売上原価		16,330,574
売上総利益		669,310
販売費及び一般管理費		229,819
営業利益		439,490
営業外収益		
受取利息	72	
受取配当金	106,432	
雑収入	40,167	146,672
営業外費用		
支払利息	3,360	
為替差損	7,900	
休止固定資産減価償却費	12,421	
雑損失	120	23,802
経常利益		562,360
特別利益		
固定資産売却益	3,205	3,205
特別損失		
固定資産除却損	44,041	
環境対策引当金繰入	28,000	72,041
税引前当期純利益		493,523
法人税、住民税及び事業税	76,834	
法人税等調整額	76,326	153,161
当期純利益		340,361

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位 : 千円)

	株主資本						評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
		利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金				
2023年4月1日残高	2,100,000	376,219	567,000	5,393,859	6,337,078	8,437,078	△19,077	8,418,001
事業年度中の変動額								
剰余金の配当による利益準備金の積立	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	340,361	340,361	340,361	340,361
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	5,132	5,132
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	340,361	340,361	340,361	345,494
2024年3月31日残高	2,100,000	376,219	567,000	5,734,221	6,677,440	8,777,440	△13,944	8,763,495

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法による)

製品・仕掛品・原材料 … 総平均法

貯蔵品 … 最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く) … 定額法

##### ② 無形固定資産 … … … 定額法 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

##### ③ リース資産 … … … 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 賞与引当金 … 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

##### ② 役員賞与引当金 … 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 役員退職慰労引当金 … 役員の退職慰労金の支払に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

##### ④ 退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しております。

なお、年金資産の見込額が、退職給付債務の見込額から数理計算上の差異等を控除した額を超過している場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

##### ⑤ 環境対策引当金 … 当社の保有する土地について、土壤汚染浄化処理の損失に備えるため、支払見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社はコンポーネンツ製品及び生産設備の製造販売を主な内容として、事業活動を展開しております。

当社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、顧客が検収した時点で、履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を見積り、控除した金額で算定しております。取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格への履行義務への配分は行っておりません。これらの履行義務に対する対価は履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用… グループ通算制度を適用しております。

### 2. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	9,543,833千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	2,309,478千円
短期金銭債務	1,057,085千円

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

    営業取引による取引高

売上高	16,982,179千円
仕入高	5,322,575千円
その他の営業取引高	574,523千円
営業取引以外の取引高	33,221千円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	4,200,000株

(2) 配当に関する事項	
①配当金支払額	

    該当する事項はありません。

    ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

    該当する事項はありません。

### 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項	
①金融商品に対する取組方針	

    当社は、第一に安全性、第二に流動性、第三に収益性を重視して運用しております。

    資金調達は、親会社であるスタンレー電気㈱からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制	
現金及び預金は、取引金融機関の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては「金融機関取引方針」により安全性を重視し、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。	

    営業債権である売掛金及び未収入金は、そのほとんどが親会社に対するものであり、1年内に決済されるものであります。

    投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、毎月時価の状況を把握しております。

    営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であり流動性のリスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は資金繰表を作成することにより管理しております。

    短期借入金の用途は運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項	
2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。	

    なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 83,200千円）は、「その他有価証券」に含めておりません。

    また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、支払手形、買掛金、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,877	1,877	—
資産計	1,877	1,877	—

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 投資有価証券	
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。	

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	40,655 千円
一括償却資産	7,667 千円
未払社会保険料	5,833 千円
たな卸資産評価減	3,956 千円
その他有価証券評価差額金	4,250 千円
役員退職慰労引当金	5,721 千円
環境対策引当金	8,528 千円
未払事業税	5,554 千円
繰越欠損金	27,259 千円
<u>その他</u>	<u>2,590 千円</u>
繰延税金資産小計	112,018 千円
<u>評価性引当額</u>	<u>△ 10,647 千円</u>
繰延税金資産合計	101,370 千円
繰延税金負債	
<u>前払年金費用</u>	<u>157,542 千円</u>
繰延税金負債合計	157,542 千円
<u>繰延税金負債の純額</u>	<u>56,172 千円</u>

法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、スタンレー電気株式会社を通算親法人としてグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位:千円)							
種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	スタンレー電気(株)	(被所有) 直接100%	当社製品の販売 及び材料の購入 役員の兼任	当社製品の販売 材料の仕入 資金の借入 借入金の返済 支払利息	16,982,179 5,322,575 450,000 2,060,000 3,352	売掛金 買掛金 短期借入金 -	2,309,478 591,683 450,000 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は市場価格を勘案し合理的に決定しております。
2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

(単位:千円)							
種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱スタンレーパル	-	ファクタリング取引	ファクタリング取引	392,065	未払金	133,290

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,086円55銭
(2) 1株当たり当期純利益	81円04銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

# 計算書類の附属明細書

第 58 期

2023年4月1日 から

2024年3月31日 まで

株式会社スタンレー鶴岡製作所

## 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物	5,064,169	9,023	1,587	252,725	4,818,878	762,095
	構築物	194,631	-	-	20,852	173,778	135,358
	機械装置	3,832,434	183,049	41,943	1,070,776	2,902,764	7,761,703
	工具、器具及び備品	142,121	108,930	1,025	78,781	171,244	825,901
	土地	455,227	-	-	-	455,227	-
	リース資産	47,681	3,696	-	12,596	38,781	58,775
	建設仮勘定	143,477	379,176	172,284	-	350,369	-
計		9,879,743	683,875	216,841	1,435,732	8,911,045	9,543,833
無形固定資産	電話加入権	0	-	-	-	0	
	施設利用権	354	-	-	31	323	
	ソフトウェア	5,024	-	-	2,479	2,544	
	計	5,378	-	-	2,511	2,867	

増加の内訳	建 物 電力機器工事等	9,023千円
	機 械 装 置 LED製造設備等	183,049千円
	工具、器具及び備品 LED金型	39,203千円
	計測器具等	69,727千円
	リ 一 ス 資 産 ネットワーク機器等	3,696千円
	建 設 仮 勘 定 LED製造設備等	379,176千円
減少の内訳	建 物 電源機器等除却	1,587千円
	機 械 装 置 LED製造設備除却	41,428千円
	LED製造設備売却	515千円
	工具、器具及び備品 LED金型・製造器具等除却	1,025千円
	建 設 仮 勘 定 機械装置等本勘定への振替	172,284千円

## 2. 引当金の明細

(単位:千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	142,305	133,475	142,305	133,475
役員賞与引当金	2,032	4,739	4,402	2,369
役員退職慰労引当金(注1)	20,405	4,177	5,800	18,782
環境対策引当金(注2)	-	28,000	-	28,000

(注1) 役員退職慰労引当金の増加額は、役員退職慰労費用の計上によるものであり、減少額は、役員退職慰労金の支出によるものであります。

(注2) 環境対策引当金の増加額は、当社の保有する土地について、土壤汚染対策の損失に備えるための除去費用の見積額の計上によるものであります。

### 3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位 : 千円)

科目	金額	摘要
1. 役員報酬	20,454	
2. 給料	82,100	
3. 賞与	31,831	
4. 賞与引当金繰入額	11,354	
5. 賞与引当金繰戻益	△ 12,253	
6. 役員賞与	447	
7. 役員賞与引当金繰入額	4,739	
8. 役員賞与引当金繰戻益	△ 486	
9. 諸手当	2,965	
10. 法定福利費	17,021	
11. 役員退職慰労引当金繰入額	4,177	
12. 退職給付費用	764	
13. 採用教育費	115	
14. 厚生費	516	
人件費計	163,749	
1. 広告宣伝費	417	
2. 手数料	10,842	
3. 輸出販売費	754	
4. 運賃	25,367	
5. 保険料	112	
6. 旅費交通費	1,359	
7. 交際費	108	
8. 事務消耗品費	83	
9. 通信費	15	
10. 会費組合費	48	
11. 寄付金	48	
12. 租税公課	26,681	
13. 図書費	91	
14. 生産支援料	△ 152	
15. 雜費	291	
経費計	66,070	
計	229,819	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

第 58 期

2023年4月1日 から

2024年3月31日 まで

株式会社スタンレー鶴岡製作所

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社スタンレー鶴岡製作所  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スタンレー鶴岡製作所の2023年4月1日から2024年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書

類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査報告書

私たち監査役は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関する、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役の監査の方法及びその内容

- (1) 私たち監査役は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、多様な手段を用いて、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他、当該株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月30日

株式会社スタンレー鶴岡製作所

常勤監査役

高橋 孝

監査役

吉川丈次